

○甲府市男女共同参画推進条例（抜粋）

平成15年3月26日

条例第2号

第4章 甲府市男女共同参画審議会

第16条 男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議するため、甲府市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の求めに応じて、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 男女共同参画の推進に関すること。
- 3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 6 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。
- 9 審議会に、必要に応じ専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。